

公益社団法人 岡山県鍼灸師会 入会金及び会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岡山県鍼灸師会（以下「この法人」という。）定款第8条の規定に基づき、この法人の入会金及び会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- (1) 正会員 20,000円
- (2) 賛助会員 なし

2. 賛助会員から正会員へ移行の場合は入会金を免除とする。

(会費の額)

第3条 年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- (1) 正会員
 - A会員 15,000円（年額）
 - B会員 9,000円（年額）
- (2) 賛助会員
 - 個人 5,000円（年額）
 - 団体 10,000円（年額）

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議により行う。

附則

この規程は令和2年9月27日から施行する。（令和2年度総会決議）